

「子どもの権利条約」を巡つて (1)

本田 和子

べていた。「条約はその性質上国内法と同様には遵守され得ないが、そこでかえって世界的に世論を高揚して児童の権利についての新しい意識を生みだし、広くそうした権利の侵害に対する配慮の姿勢を育していく必要があると思われる」

一九八八年三月、国連人権委員会は、「子どもの権利条約」草案を採択した。以後、国連総会がその提案を受け入れ、多くの国々が批准をすませて、一九九〇年九月二日に効力を発生している。つまり、それを批准した国々の子どもたちは、この条約によつて、幸福な生活とよい教育をうける権利とを守られると言うことだ。条約の採択に関して、児童関係の法律に造詣の深いある専門家は、次のように述

以来、四年余の歳月のなかで、我が国の場合、批准を巡る論争がマス・コミを賑わし、また、国会の話題になるなどして子どもの権利に対する関心が高

まつたかにも見える。しかし、保育界では、果たしてどうなのであらうか。子どもたちの日常と最も関

わりの深い場所であるにも関わらず、一昨年秋の〇

M E P 主催のフォーラム以降、格別の盛り上がりも

なく、特に関心が深まつたとも思えないのは、私どもの認識不足のせいばかりではない。我が国において、幼稚園や保育所で対象とする幼児たちは、多くの場合、飢えもせず、不常に虐待されてもいなから、彼らの基本的な生活は十分に保障されているかに思えて、この条約の中心課題など殊更に関心を呼ばないと言うことではないか。確かに、子どもたちが、戦火のなかで命を落とす東欧諸国や、日々の食事にも事欠いて瘦せ衰え餓死して行くアフリカ諸国に比すとき、我が国の子どもたちは恵まれた日々を生きていると言わざるを得まい。しかし、だからと言つて、子どもを巡る世界的な変革の動きに、私どもだけが無縁であり得る道理はないだろう。この条約を巡つて、幾つかの視点から識者の見解を紹介す

るシリーズを企てたのは、その所以である。

*

「日本の子どもたちは、とてもよい時代に生きている。戦争もなければ飢餓もない。教育は過剰な程に彼らを取り巻いていて、殊更に権利問題を云々する余地もない。これ以上何が不足なのですか?」こんな質問に対し、次のように答えたとする。「でも、新条約では、子どもの意見表明権などというのを規定していますよ」と……。「えっ、冗談じやない。そんなこと出来ますか」と驚き呆れた声が帰つて來るのではないか。ある若い母親は、「だつて、子どもって、とんでもない意見を表明しますよ」と、悲鳴に近い叫びを上げさせした。子どもに自由意志を表明させ、それを可能な限り尊重することは、確かに美しいく理想的な理念ではある。しかし、それが国際法で規定され、私どもを法律が縛るという

ことにでもなつたら、容易ならぬ事態が発生するのではないか。少なくとも、教育とか躰とかは、極めてやりにくくなるに相違ない。先の母親ならずとも悲鳴の一つも上げて見たくなるうといふものだ。都道府県の教育委員会によつて、とりあえずこうした懸念が示されたのも、一応無理からぬ事と言えよう。

小さい子どもたちに關しても、この条文（12条）の文字どおりの履行は、かなりの困難を伴うだろう。「今日は、今すぐお弁当にしたい」とか、「明日はお休みにしよう」などと、子どもたちが、てんでに自由意志を表明し、それを主張したりしたら、幼稚園の毎日の生活など目茶苦茶になるに相違ない。

家庭生活も同様である。「毎日毎日、遊園地に行きたい」とか、「毎日プリンばかり食べてみたい」などと主張しかねないのが、彼らなのだ。それなくとも、幼い人たちの銘々勝手な自己主張に対して、それをどう受け止め、それらとどう折り合いを付け

ようかと、日々悩まされているのが、保育者の日常というものなのだから。

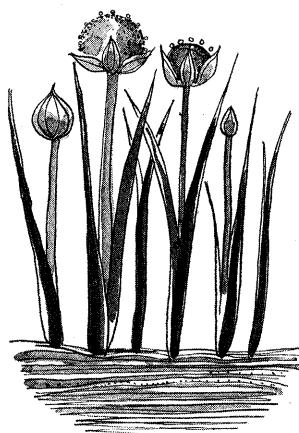
子どもたちが、自分なりの生活を自分なりにデザインし、それを曲がりなりにも実行しようと試みる。それを援助するのが、保育者の役割。これは、保育の世界では久しい以前から繰り返し主張され続けて来たことで、いまさらしく、言挙げするまでもない。ただ、彼らの望むものと、日常世界の諸制約とをいかに調整するかに、日々の課題があろうといふものだ。「保育における自由と規律」が、絶えず主題化される所以である。にもかかわらず、彼らの自由意志の表明を、事々しく「法律」で保障しようとは……。そんな必要が果してあるのか、否か。あるとすれば、それは、どのあたりに根拠を置くのだろうか。

幼い人たちの場合はまだしも、中学生や高校生とならば、この問題はより深刻である。なぜなら、就学前の幼児たちが、自分たちのしたいことを自己

主張したとする。その場合、彼らの生命を脅かすようなことを除いては、仮にそれを叶えてやつたとしても、大人たちにとって、また、社会秩序という視点から見ても、それが危機に瀕するということはないだろう。日常生活面での、少々の混乱に目をつぶり、面倒臭ささえ我慢するならば……。しかし、より年長の人たちは、大人たちの設定した規模やルールに対しても真っ向から異議申し立てをし、正面きて反対の論陣を張ることが出来る。そしてまた、それを実行する力を持っているのだ。従つて、彼らの意見表明の権利に文字どおり忠実であるうとするなら、従来の秩序は大幅な変革を余儀なくされるだろう。秩序の維持者たる大人たちにとっては、その権利の放棄を迫られる由々しい事件というべきだろうか。現行の通達やら校則やらとの抵触が話題とされ、法改正の必要性が論議されたりするのは、この所以に外ならない。

都道府県の教育委員会などは、概して、法改正を

避け、解釈と運用で乗り切ろうとする姿勢を見せている。「教育的見地からの規制は許される筈」と言ふのが、その根拠であるらしい。とすれば、条約が批准されたところで、現行規定は何ら痛痒を感じることなく、そのままに適用可能ということになろう。ならば、条約の効力とはそもそも何なのだろう



か。 地球的規模でこうした条約を採択することの意義は、一体どこにあるというのか。しかも、保育界

もまた、新条約を失効させてしまう危険性を十分にほらんでいると言えそうである。なぜなら、伝統的に子ども尊重の気風に支えられ、「主体性・自発性」の名のもとで、彼らの表明する意志との調整が工夫されてきたこの世界では、事新しくも感じられない新条文など、自明のこととしか受け止められないままに、取り立てて自覚を要請されることもなく、見過されてしまい兼ねないからである。

「子どもの自由な意見表明を尊重する」というこ

とが、単なる教育上の理念であることを越えて、彼らによつて行使さるべき「権利」であると主張される。このことの意味するものは、何であろうか。從来の「子ども尊重」から、どれだけの距離が測定されるというのだろう。国際法として制定されたものは、国内法とどのような関係にたつのであろう。私どもが、知らねばならない事柄は多い。

*

言うまでもなく、子どもの「意見表明権」だけが問題の核心ではない。しかし、このことが、事柄を考える絶好例であるのも、また、事実であろう。考えるに値する「事柄」とは、先に述べてきたように、従来も重要視されていたもの、すなわち、「子どもの尊重」と同じように見える「権利の尊重」が、実は、根底から新しい方向性を含んでいるという、そのことに外ならないのだから。

子どもと呼ばれる人たちが、一人前に自分を主張する「権利」を持つてゐるということとは、従来の子ども觀を根底から問い直す新見解ではないか。なぜなら、現在、私どもが依拠する「子ども觀」は、子どもの「依存性」と「未発達性」をキー・コンセプトとして、そのゆえに彼らを「保護」と「教育」の対象と見なすものであった。最近の歴史学者たちの

研究が指摘するところだが、伝統的社會が崩壊し、新しく工業化社會が成立するとともに、大人と子どもとの結び付きのありようが変化して、新たに取り

結ばれた「大人と子どもの関係」であり、その所産としての「子ども觀」だったのである。

しかし、いま、新しい條約は、人權概念に立ち、子どもたちの「権利」を何ものにまして重視しようとする。彼らが、平等な一人の人間として「権利を行使する主体である」とばかり高らかに宣言し、國際法という形でその履行を促しているのだから。とすれば、子どもと大人とを「依存と保護」という勾配關係で捕らえて、その「依存性」のゆえに彼らを弱者と定め、それへの責任を強調したかつての「子ども觀」との間には、自ずからなる論理矛盾が生じざるを得ない。そもそも、「保護」と「教育」の対象として「子ども」を発見するということ 자체、一種の差別に外ならず、人間間の一切の差別を捨象した地平に成立する人權概念のなかでは、果た

して共存可能か否かという問題すら、発生させてしまったからである。

「子どもの権利条約」を受け入れることは、私どもの「子ども觀」を根底から新しく構築し直すことでもある。単に、戦乱や飢えに苦しむ他国の子どもたちのため、あるいは、不幸な境遇にあつて相応しい成育環境に恵まれない一部の子どもらの福祉のために、批准が必要であり、実行が望まれるというのではない。それは、私どもに対して、十七・八世紀以降の「大人と子どもの関係」そのもののを問い合わせよと、耳もとで打ち鳴らされる警鐘でもあるのだ。以後、数回にわたって關係者の論稿を連載し、多角的な観点から、この問題に光を当てて行けたらと願つている。

(お茶の水女子大学)